

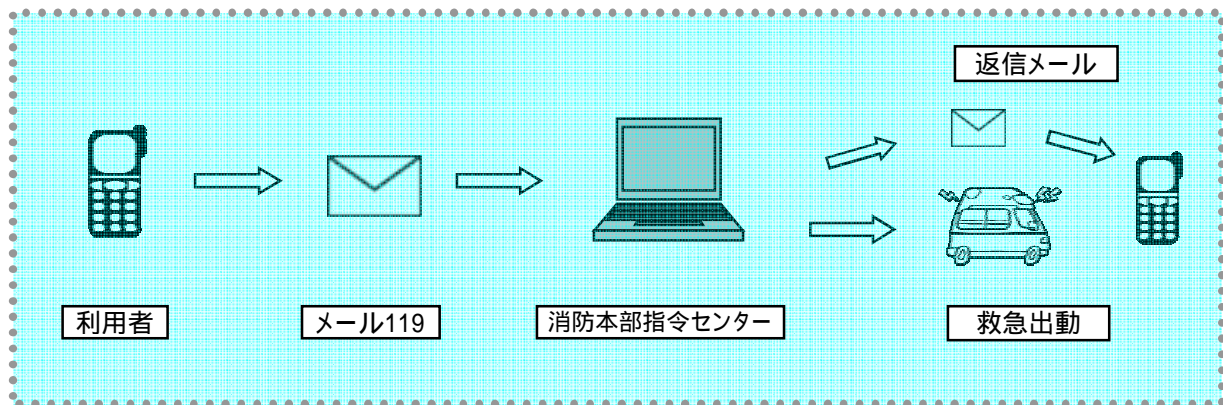
緊急メール119通報システムについて

概 要



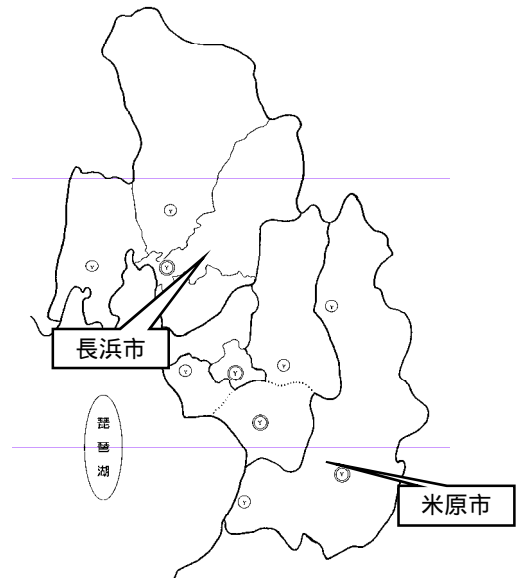
当消防本部では、音声による119番通報が困難な聴覚障害者や言語障害のある方を対象に携帯電話やパソコンの電子メールを利用した「メール119通報システム」の利用を開始しました。

このシステムは、メールによる緊急通報で救急車や消防車の出動要請ができるものです。なお、この通報システムは、登録制となっています。



利用対象者

湖北地域消防本部管内にお住まいの方で
電話による119番通報が困難な方を対象とします。
(原則として障害者手帳の交付を受けておられる方)



利用方法

- (1) 緊急メール119通報システム登録等申請書に必要事項を記入し、各市・支所福祉課に提出して下さい。(登録等申請用紙に各市・支所・しょうがい福祉担当の窓口にあます。)
- (2) 登録が完了すれば、消防本部通信指令センターから「登録完了メール」が登録申請者の携帯電話等に届きます。
- (3) 登録完了メールが届いたときから利用開始となります。

通報要領について

湖北地域消防本部管内(長浜市・米原市)において、救急車や消防車を要請したいとき、以下の手順で送信してください。

手順 1 メールを作成する画面を表示し、「あて先」にメール119通報専用アドレスを設定する。

手順 2 題名に「火事きて」「救急きて」のいずれかを入力します。

手順 3 本文に以下の内容を入力してください。

住所(場所) 火災の発生している場所 ・ 救急車の向かう場所
1 (自 宅)
2 (外出時) 市 町 番地 号

状 況 火災のとき：何が燃えているのか。
救急のとき：どこが悪いのか。

目標物 外出している場合は、その場所の近くにある目標物
(スーパー、学校、公園、駅、交差点等)

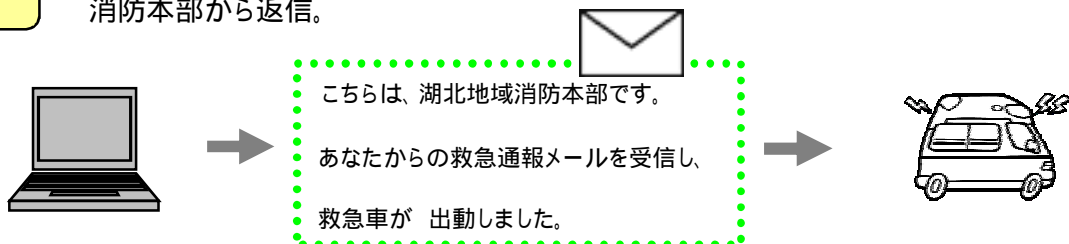
宛先
題名-火事きて
本文
自宅
炊事場から出火

宛先
題名-救急きて
本文
長浜市 町
番 号
公民館前
転倒し、動けな

手順 4 消防本部に送信する。(メール119番通報)



手順 5 消防本部から返信。



通報システムの利用にあたって

緊急メール119通報システムのご利用にあたり、次のことに注意してください。

注意事項



- (1) メール119番通報は、一般の電子メールサービスを利用しているため、届くのには時間がかかったり、届かないことがあります。
- (2) メール119番通報後、消防本部からの返信メール「救急車が出動しました等」が届かない場合は、直ちに近くの人に助けを求めるなど他の手段で通報してください。
- (3) 登録されたアドレス以外からの通報は受信できません。また、返信メールが届くようにあらかじめ設定しておいてください。(指定アドレス外着信拒否、ドメイン指定外着信拒否の設定をしている場合は、返信メールが届かないことがあります。)
- (4) 湖北地域消防本部管内(長浜市・米原市)で発生している火災、救急などに限ります。
- (5) メール119番通報にかかる通信費は、一般のメール送信と同様です。

通報例



通報例 1

送信メール作成	
宛先	
題名	救急きて
本文	長浜市 町 番地 公民館前 ぎっくり腰で動けない (外出時)

通報例 2

送信メール作成	
宛先	
題名	火事きて
本文	自宅 台所が燃えている (自宅の場合は、登録されている住所へ出動します)

返信例

(消防本部からの返信メール)

返信メール	
宛先	
題名	救急出動
本文	こちらは、湖北地域消防本部です。あなたからの救急通報メールを受信し救急車が出動しました。

問い合わせ

緊急メール119通報システムの詳細については、次のところにお問合せください。

長浜市役所しょうがい福祉担当
長浜市役所浅井支所 福祉生活課
長浜市役所びわ支所 福祉生活課
長浜市役所虎姫支所 福祉生活課
長浜市役所湖北支所 福祉生活課
長浜市役所高月支所 福祉生活課
長浜市役所木之本支所 福祉生活課
長浜市役所余呉支所 福祉生活課
長浜市役所西浅井支所 福祉生活課
湖北地域消防本部 通信指令課
FAX:62-3777 TEL:62-7194
メールアドレス:tsuushinshirei@shiga-kohokuarea119.jp